愛媛県教育委員会12月定例会会議録

1 開会の日時及び場所

平成17年12月22日(木)午後2時30分 愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 委員定数

6 人

3 出席委員

委員長 井関和彦 委員 山口千穂 委員 砂田政輝 委員 和田和子 教育長 野本俊二

4 欠席委員

委員 星川一冶

5 会議に出席した公務員の職氏名

教育次長 西山修一 指導部長 一色 光 文化スポーツ部長 菅原正夫 教育総務課長 保木俊司 生涯学習課長 西岡眞人 義務教育課長 堺 雅子 高校教育課長 平岡長治 人権教育課長 小田芳朗 障害児教育課長 宇髙勝美 文化振興課長 和田典夫 文化財保護課長 池川孝文 保健スポーツ課長 今井裕一

- 6 会議の概要
- (1) 開 会

委員長 午後2時30分開会を宣する。

(2) 前会会議録の承認

委員長 前会会議録の承認について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

(3) 教育長報告

委員長 報告を求める。

平成17年12月定例県議会質問及び答弁要旨について

教育長 愛媛県議会12月定例会における教育委員会関係の質問事項と 答弁要旨について報告する。

和田委員 教職員の不祥事の原因の一つとして心の病も考えられる旨を述べ、メンタルヘルスのために作成したリーフレットの活用状況について質問する。

保健スポーツ課長 リーフレットは教職員一人一人に配布しており、 相談先を記載して、必要に応じて相談できるようにしている旨説明する。 えひめ丸事故に関する米国への事故防止要請について 教育長 12月20日に知事及び県議会議長とアメリカ大使館を訪問し、シーファー大使に事故の再発防止を要望した旨及びその際に同大使から事故報告書の日本語訳が知事に渡されたので希望する事故関係者に写しを配布することとしている旨報告する。

平成17年度第2回「児童生徒をまもり育てる連絡会」について

義務教育課長 12月7日に開催した児童生徒をまもり育てる連絡会における「登下校時のさらなる安全確保」「児童買春等の被害から児童生徒をまもる方策」の情報交換及び協議の内容について報告する。

砂田委員 児童生徒をまもり育てる連絡会は12月6日に出された文部科学省や警察庁からの通知をベースにして開催したのか質問する。

保健スポーツ課長 文部科学省から「通学路の安全点検の徹底と要注意箇所の周知徹底」「登下校時の幼児児童生徒の安全管理の徹底」「幼児児童生徒に危険予測・回避能力を身に付けさせるための安全教育の推進」「不審者等に関する情報の共有」「警察との連携」の5つのポイントについて取組事例の通知が出されており、警察庁からも各都道府県警察の長等に対して「通学路等における子どもの犯罪被害を防止するための諸対策の徹底について」通知が出されていることから、警察との連携をさらに図って対応したい旨説明する。

砂田委員 通知文による指導では限界がある旨述べるとともに、不審者情報の把握状況について質問する。

保健スポーツ課長 通知文だけでは限界があることは認識しているが 注意喚起を促すために重要な手段であると考えている旨及びスクールガ ードリーダーによる地域ぐるみの活動もしているので、その現場におい ても取組みの趣旨が伝わるようにしたい旨説明する。また、不審者情報 については、4月から10月までで200件以上の情報があった旨説明する。

教育長 文部科学省の来年度予算で児童生徒の見守り体制について措置されている旨及び子どもの安全を確保するためには隙をできるだけ少なくするということが重要であり、県下各地で子どもを見守る活動が活発になってきているので、その活動が定着して欲しい旨説明する。

山口委員 閉門措置を行う小・中学校が増えているが、インターホンや監視カメラ設置に対しての補助金について質問する。

義務教育課長 市町の予算で対応している旨説明する。

砂田委員 都市部でない校区の方が、登下校時に子どもが一人になる時間が長くなり、見守る人材もなく、心配である旨意見を述べる。

教育長 校区の実情に応じた対応を考えていく必要がある旨意見を述べる。

「臨時市町教育長・県立学校長・教育事務所長会」について 義務教育課長 12月8日に開催した臨時市町教育長・県立学校長・教 育事務所長会における「教職員の不祥事撲滅のための対策」「児童生徒の登下校の安全確保」の情報交換及び協議の内容について報告する。

県立高校の経常的経費における保護者負担について

高校教育課長 平成16年度において保護者が負担する県立高校のPTA会費等から約1億9千万円が施設の修繕費用や教職員の旅費等に充てられていたことについて報告する。

山口委員 PTA会費等は、学校の運営の手助けになることに保護者の理解を得たうえで使われるのであれば良いと考える旨意見を述べる。

委員長 基準をもって適正に使うことが大切であるので、安易にPTA会費等を充てることのないよう、今回の調査を活かして各学校を指導して欲しい旨意見を述べる。

教育長 実態を踏まえて、予算を適正に執行し、保護者からの支援に 過度に頼らないよう指導を徹底したい旨説明する。

(4) 議事

委員長 議案第60号公立小学校教員の懲戒処分について、議案第61号県立学校教員の懲戒処分について、議案第62号県立学校教員の懲戒処分について、その他の協議事項の平成18年秋の叙勲について、平成17年度県政発足記念日知事表彰について、平成18年度子どもの読書活動優秀実践図書館・団体(者)文部科学大臣表彰について及び平成18年度読書活動優秀実践校文部科学大臣表彰については人事案件であり、また、議案第63号公文書非公開決定に係る審査請求に対する裁決及び議案第64号文化財の県指定及び保持者の認定並びに県指定解除については、個人のプライバシーに関する案件であり、非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 議事の進行上、公開案件を先に審議することについて発議する。

全委員 異議ない旨答える。

ア 議案審議

委員長 議案第58号を上程する。

〇議案第58号 教育長の期末手当に関する規則の一部を改正する規則 委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例が施行されることに伴い、規則の一部を改正する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第59号を上程する。

○議案第59号 平成18年4月1日付教職員人事異動基準について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 平成18年4月1日付教職員人事異動について、その適 正を期すため定める基準の原案について説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

砂田委員 今年度から実施した校長の教職員希望配置制度の実施状況 について質問する。

義務教育課長 校長の教職員希望に対して、小中学校で38パーセントが、県立学校で52パーセントが配置され、配置された教職員は生き生きと活動しており、校長の評価も良い旨説明する。

教育長 来年度からは特にスポーツや文化等で部活動の指導のために 校長の教職員希望を一人増やしたいと考えている旨説明する。

砂田委員 校長及び希望により配置された教職員の同一勤務校でのある程度の勤務年数を確保するよう要望する旨意見を述べる。

教育長 食育の重要性に鑑み、学校栄養教諭について1月に採用試験を実施し、全国トップレベルの人数となる15名程度を来春から採用したいと考えている旨説明する。

砂田委員 教育機関に長期間勤務する教職員について、ある程度の勤務年数で学校現場への復帰を図って欲しい旨及びジュニア競技力の向上のためには指導教員の育成が必要であり、そのために優秀な指導者を配置して欲しい旨意見を述べる。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

イ 専決処分の承認

教職員の報賞について

委員長 専決処分について報告を求める。

義務教育課長 死亡した公立小学校長に対し、愛媛県教職員報賞規程に基づき報賞することについて、愛媛県教育委員会教育長専決規則に基づき専決処分した旨報告し、承認を求める。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

委員長 以後の会議を非公開とする旨宣する。

ウ 議案審議

委員長 議案第60号を上程する。

○議案第60号 公立小学校教員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 交通違反を行った公立小学校教員を懲戒処分する原案

の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第61号を上程する。

○議案第61号 県立学校教員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 全体の奉仕者としてあるまじき行為を行った県立学校 教員を懲戒処分する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第62号を上程する。

○議案第62号 県立学校教員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 生徒のプライバシーを侵害した県立学校教員を懲戒処分する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

砂田委員 認定した事実について本人からの確認は取れているのか質問する。

高校教育課長 確認している旨説明する。

教育長 生徒の信用を失うことは非常に重大なことである旨意見を述べる。

高校教育課長 当該教諭は、生徒指導としてではなく、生徒の持ち物に興味をもってカバンの中を見たことを認めており、人のいない所でカバンの中を見ることについては生徒指導をする上でも許されない行為であることから、学校現場においても全く支持を受けていない旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第63号を上程する。

○議案第63号 公文書非公開決定に係る審査請求に対する裁決

委員長 事案の経過説明を求める。

教育総務課長 公文書公開請求から県情報公開・個人情報保護審査会の答申までの経緯を説明する。

委員長 裁決案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第64号を上程する。

○議案第64号 文化財の県指定及び保持者の認定並びに県指定解除につ いて

委員長 議案説明を求める。

文化財保護課長 愛媛県文化財保護条例第26条第1項及び第2項、第32条第1項、第37条第1項並びに第38条第1項の規定に基づき、愛媛県指定無形文化財を指定し、及び当該無形文化財の保持者を認定し、並びに愛媛県有形民俗文化財、愛媛県指定無形民俗文化財及び愛媛県指定天然記念物を指定するとともに、愛媛県指定天然記念物の指定を解除する原案について説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議事を閉じる旨宣する。

(5) その他

○平成18年秋の叙勲について

委員長 協議題の説明を求める。

教育総務課長 平成18年秋の叙勲の候補者について、教育功労7名及び学校保健功労1名の推薦について説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○平成17年度県政発足記念日知事表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

教育総務課長 平成17年度県政発足記念日知事表彰の被表彰候補者 4 名の推薦について説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

〇平成18年度子どもの読書活動優秀実践図書館・団体(者)文部科学大 臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

生涯学習課長 平成18年度子どもの読書活動優秀実践図書館・団体(者)文部科学大臣表彰の被表彰候補図書館(1図書館)及び被表彰候補 団体(1団体)の推薦について説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

〇平成18年度読書活動優秀実践校文部科学大臣表彰について 委員長 協議題の説明を求める。

義務教育課長 平成18年度読書活動優秀実践校の被表彰候補校3校の 推薦について説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(6)閉 会

委員長 午後4時45分閉会を宣する。